



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 管理栄養士国家試験

[管理栄養士免許申請受付窓口一覧](#)

### 第30回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法(昭和22年法律第245号)第5条の2の規定に基づき、第30回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

平成27年10月1日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

#### 1 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

#### 2 試験期日

平成28年3月20日(日曜日)

#### 3 試験科目

管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

- ア 社会・環境と健康
- イ 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
- ウ 食べ物と健康
- エ 基礎栄養学
- オ 応用栄養学
- カ 栄養教育論
- キ 臨床栄養学
- ク 公衆栄養学
- ケ 給食経営管理論

#### 4 受験資格

- (1) 修業年限が2年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、次のアからオまでに掲げる施設において3年以上栄養の指導に従事した者(平成28年3月31日までに3年以上従事する見込みの者を含む。)
  - ア 寄宿舍、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
  - イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
  - ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校
  - エ 栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
  - オ アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設
- (2) 修業年限が3年である栄養士養成施設((5)に該当する養成施設を除く。)を卒業して栄養士の免許を受けた後、(1)のアからオまでに掲げる施設において2年以上栄養の指導に従事した者(平成28年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。)
- (3) 修業年限が4年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、(1)のアからオまでに掲げる施設において1年以上栄養の指導に従事した者(平成28年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。)
- (4) 修業年限が4年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者(平成28年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)
- (5) 修業年限が3年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60

年法律第73号)による改正前の栄養士法第5条の4第3号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者

## 5 受験の手続

- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。
  - ア すべての受験者が提出する書類等
    - (ア) 受験願書 栄養士法施行規則(昭和23年厚生省令第2号)第7号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍(中长期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類)に記載されている文字を使用すること。
    - (イ) コンピューター入力カード
    - (ウ) 写真(縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6月以内に脱帽正面で撮影した上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。)
  - イ 4の受験資格の(1)、(2)又は(3)に該当する者が提出する書類 免許等照合書及び実務証明書又は実務終了見込証明書  
この場合、実務終了見込証明書を提出した者にあつては、平成28年3月31日(木曜日)までに規定の実務を終え、平成28年4月1日(金曜日)から同年4月7日(木曜日)までに規定の実務を終えた証明書を提出すること。
  - ウ 4の受験資格の(4)に該当する者が提出する書類 免許等照合書又は卒業・履修見込証明書  
この場合、卒業・履修見込証明書を提出した者にあつては、平成28年4月7日(木曜日)までに卒業・履修証明書及び栄養士免許取得見込証明書を提出すること。
  - エ 4の受験資格の(5)に該当する者が提出する書類 免許等照合書
  - オ 第25回以降の受験票の提出をもって、一部書類の提出を省略できる。詳細については、受験要領にて確認すること。
- (2) 受験に関する書類の受付期間、提出先等
  - ア 受験に関する書類は、平成28年1月8日(金曜日)から1月15日(金曜日)までに提出すること。
  - イ 受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、管理栄養士国家試験臨時事務所とする。
  - ウ ただし、下記に掲げる事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道 パソナ・札幌 国家試験担当  
宮城県 パソナ・仙台 国家試験担当  
東京都 パソナ 国家試験担当  
愛知県 パソナ・名駅 国家試験担当  
大阪府 パソナ・大阪 国家試験担当  
岡山県 パソナ・広島 国家試験担当  
福岡県 パソナ・福岡 国家試験担当  
沖縄県 人材派遣センターオキナワ 国家試験担当
  - エ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、(2)アの期間中毎日(土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。)午前9時から午後5時までとする。
  - オ 受験に関する書類を郵送する場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に書留郵便をもって送付することとし、平成28年1月15日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - カ 受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。
  - キ 受験に関する書類を受理した後は、受験地の変更は認めない。
- (3) 書類の提出については次のことに注意すること。
  - ア 4の受験資格の(1)、(2)又は(3)に該当する者で実務終了見込証明書を提出した者にあつては、平成28年3月31日(木曜日)までに規定の実務を終えた証明書が、平成28年4月7日(木曜日)までに提出されないときは、当該受験は無効とする。
  - イ 4の受験資格の(4)に該当する者で卒業・履修見込証明書を提出した者にあつては、卒業・履修証明書及び栄養士免許取得見込証明書が、平成28年4月7日(木曜日)までに提出されないときは、当該受験は無効とする。
  - ウ 上記ア、イの書類を郵送する場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に書留郵便をもって送付することとし、平成28年4月7日(木曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - エ 上記ア、イの書類を直接持参する場合の提出場所は、5(2)ウに掲げる事務所とし、受付時間は、平成28年4月1日(金曜日)から4月7日(木曜日)までの毎日(土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。)午前9時から午後5時までとする。
- (4) 受験手数料
  - ア 受験手数料は、6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
  - イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
- (5)

- (5) 受験票の交付  
受験票は、平成28年3月4日(金曜日)に投函し郵送により交付する。  
なお、平成28年3月11日(金曜日)までに受験票が到着しない場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に問い合わせること。

## 6 合格者の発表

合格者は、平成28年5月10日(火曜日)午後2時に厚生労働省及び5(2)ウに掲げる各試験地の事務所にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、厚生労働省から合格証書を平成28年5月10日(火曜日)に投函し郵送により交付する。

## 7 問い合わせ先

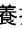
- (1) 受験に関する書類の郵送先及び問い合わせ先は下記のとおりとする。  
管理栄養士国家試験臨時事務所  
東京都中央区日本橋1丁目20番5号  
郵便番号103-0027 電話番号03(5200)5862
- (2) 受験に関する書類を直接持参する場合の提出先及び合格発表場所は下記のとおりとする。

パソナ・札幌国家試験担当	北海道札幌市中央区北5条西2丁目5番JRタワーオフィスプラザさっぽろ16階 郵便番号060-0005
パソナ・仙台国家試験担当	宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン18階 郵便番号980-8485
パソナ国家試験担当	東京都千代田区大手町2丁目6番4号 郵便番号100-8228
パソナ・名駅国家試験担当	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 JRセントラルタワーズ42階 郵便番号450-6042
パソナ・大阪国家試験担当	大阪府大阪市中央区淡路町4丁目2番5号 パソナグループビルアネックス 郵便番号541-0047
パソナ・広島国家試験担当	広島県広島市中区本通7番19号 広島ダイヤモンドビル7階 郵便番号730-0035
パソナ・福岡国家試験担当	福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル13階 郵便番号810-0001
人材派遣センターオキナワ国家試験担当	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル9階 郵便番号900-0015

## 8 試験委員

 [委員名簿](#) [45KB]

## 9 その他

- (1) 試験の詳細については、受験要領を参照すること。
- (2) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成27年12月17日(木曜日)までに厚生労働省健康局健康課栄養指導室又は管理栄養士国家試験臨時事務所に  [「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」](#) [142KB]を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

## 10 9(2)に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 厚生労働省健康局健康課栄養指導室  
郵便番号100-8916  
電話番号03(3595)2440 (9:00~18:45)

FAX番号03(3502)3099

メールアドレス(「視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者」専用) kanrieyoushi@mhlw.go.jp

※上記メールアドレスは視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者専用であり、その他のお問い合わせには対応できません。

---



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.